



議案第五十一号

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部改正
について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

昭和四十六年四月二十六日

三朝町長

坂

出

雅

巳

昭和四拾六年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項施設の内訳欄中「ゴルフガーデン」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十六年五月一日から施行する。